

基金規程

(設置)

第1条 特定非営利活動法人フードバンクつばめ（以下「本法人」という。）に、フードバンクつばめ基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、本法人が実施する公益目的事業の安定的かつ継続的な推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に充てることとする。

(基金の構成)

第4条 基金は、寄附者が基金に組み入れることを指定した寄附財産及びその運用益その他、理事会において受け入れることを決定した財産をもって構成する。

(財産の受入れ)

第5条 基金に係る財産の受入は、理事会において審査及び決定を行う。

(基金の支出方針)

第6条 基金内の財産の用途及び運用益の用途については、理事会において決定する。

(基金の明細書)

第7条 基金については、別記様式に定める、基金の状況等を明らかにした基金明細書を作成し、毎事業年度終了後3月以内に、特定非営利活動促進法第9条に規定する所轄庁に提出するとともに、その写しを作成した日の属する事業年度の翌年度の開始の日から5年間、本法人の主たる事業所に保存することとする。

(基金の管理運営)

第8条 本規定で定めるもののほか、基金の管理及び運用に関する事項については、理事会において決定する。

(事業年度)

第9条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第10条 基金に、基金の管理及び運用に関する事務の遂行のために、事務局を置く。

2 事務局の組織及び業務運営に関しては、別に定める。

(附則)

1 本規定は令和8年4月1日から施行する。